



経産省が 2026 年にも 「約束手形」廃止方針

出典：経産省「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会の報告書」より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sokeizai_fairtrade/pdf/2021_001_s03_00.pdf

企業間の取引の決済に使われる約束手形について、2026 年をめどにやめるよう経済産業省は産業界や金融界に働きかけています。経済産業省の検討会が 2021 年 2 月、廃止を提言しました。

1. これまでの支払条件改善に向けた取り組み

(1) 手形通達の改正

平成 28 年 12 月、50 年ぶりに手形通達を改正。

①手形払いの現金化、②手形割引料（金利分）の代金上乘せ、③手形サイトの短縮を要請。

(2) 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

平成 30 年 12 月の改正時には、サプライチェーン全体で支払条件を改善するため、大企業取引の支払条件の見直しも追加。

(3) 自主行動計画の策定

産業界に対し「自主行動計画」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。

自主行動計画策定団体は、8 業種 21 団体（平成 29 年 3 月末）から 16 業種 49 団体（令和 3 年 2 月末時点）まで拡大。

2. 約束手形の歴史と現状

(1) 歴史

手形と呼ばれる商習慣は江戸時代から存在したが、現代の約束手形は明治時代以降に法整備、制度整備が進められ、支払手段として確立・普及してきたものである。約束手形は取引先への支払を猶予してもらい、振出人側の資金繰りの負担を軽減する手段として用いられてきた。銀行融資の代替手段として企業間信用が大きな役割を果たした。

(2) 現状

手形の利用については、業種において特徴がみられ、とりわけ卸小売、製造、建設業において多く用いられている。客先からの支払いを受けるまで時間がかかる業種では、自らの支払いを猶予して貰うため、また個別の振り込み手続きが煩雑であるために約束手形が用いられている。

(3) 「支払い条件の改善」に向けた取組

平成 28 年 12 月に 50 年ぶりに手形通達が改正された。

<改正内容>

- ・下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする。
- ・手形等により下請け代金を支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請け業者の負担とならないように、これを勘案した下請け代金の額を親事業者と下請け事業者で十分協議して決定すること。
- ・下請代金の支払いに係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするように努めること。

3. 約束手形を用いた取引の問題点（図表 10）

(1) 取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行（長い支払いサイト）

- ・現金（振込）のサイトが平均 50 日であるのに対し、約束手形は約 100 日と現金に比べて約 2 倍の長さである。
- ・諸外国と比べて長いわが国支払いサイト
諸外国における主要な支払手段を見ると、手形による支払は、日本の他には中国、韓国等、一部の国にのみ主立って見られる商習慣である。手形の利用が支払サイトを長期化させる一因になっていると考えられる。

- (2) 取引先が利息・割引料を負担する取引慣行
 - ・割引料は本来、期限の利益を享受する振出人が負担すべきものであると考えられる。然し、多くの取引において、受取人が負担する構造になっている。
 - ・約束手形に関わる手数料体系（金融機関における取引慣行の問題）
- (3) 「紙」を取り扱う事務負担・リスク負担
 - ・全国銀行協会によると、「紙」の約束手形（小切手を含む）を用いることにより、社会全体で年間 2,042 億円のコストが発生していると試算されている。
- (4) 受取人の 9 割、振出人の 7 割が「やめたい」との意向
 - ・受取人のやめたい理由として「不渡りのリスク」「取り立て手数料、領収書の印紙代などが負担」「支払いを繰り延べせずに現金で支払ってほしい」など。
 - ・振出人のやめたい理由として「手形帳購入代金・印紙代等の負担」「訪問や郵送等の搬送が必要で面倒」「現物管理が面倒」など。

- (2) 約束手形の利用の廃止

支払サイトを短くしていくためには約束手形よりも支払サイトの短い決済手段（現金振込）への切り替えが進められるべきである。発注企業の資金繰り負担などから直ちに切り替えができない場合であっても、少なくとも「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済手段（電子記録債権等）への切り替えを進めるべきである。

5. 約束手形の利用を廃止していくにあたっての課題

- (1) 業界全体の取組・サプライチェーン全体での取組の必要性
 - ・業界全体の取り組みを引き出す方法として、国のガイドラインや産業別による自主行動計画の策定が有効と考えられる。
- (2) サプライチェーン全体での取り組みの必要性
 - ・サプライチェーン全体の取り組みがない中で個別企業が支払い条件の改善に取り組むと、その企業に資金繰り負担がしわ寄せされることになり、支払い条件改善に対するマイナスのインセンティブが生じてしまうことになる。

~~~~~

#### 4. 約束手形に対する今後の方向性

- (1) 手形通達の再改正
 

支払条件の改善を更に推し進めるため、手形通達を再度改正すべきである。具体的には、以下の内容が想定される。

  - ・手形等のサイトを業種にかかわらず 60 日以内とすること
  - ・手形の割引料に関する協議を促進するため、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すべきであること
  - ・施行は、振出人の資金繰りに影響する経済状況などの取引の実態や周知期間を考慮して定めること（例えば 3 年）

◆家計調査（総務省）の上期データが揃いました。

二人以上世帯の  
カーテン支出額  
単位：円

| 月 | 当年  | 前年  |
|---|-----|-----|
| 1 | 71  | 74  |
| 2 | 70  | 76  |
| 3 | 137 | 97  |
| 4 | 105 | 85  |
| 5 | 84  | 85  |
| 6 | 151 | 169 |
| 計 | 618 | 586 |

図表 10 振出人に有利な約束手形の取引慣行

| 約束手形の取引慣行     | ◎メリットを受けるケース                 |                         | △デメリットを負担するケース                                   |  |
|---------------|------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------|--|
|               | 振出人                          | 受取人                     | 金融機関                                             |  |
| <b>資金繰り関連</b> |                              |                         |                                                  |  |
| ・支払サイトの確保     | ◎現金・振込に比べ、支払までのサイトが長い        | △入金が遅い                  |                                                  |  |
| ・割引料の負担       | ◎サイトのメリットを受けるも、割引料を負担するケースは稀 | △資金が必要な場合、手数料を負担して手形を割引 |                                                  |  |
| <b>コスト関連</b>  |                              |                         |                                                  |  |
| ・手形帳発行手数料     | ◎発行手数料は割安                    |                         | △コストに見合う手数料を請求できていない可能性もある                       |  |
| ・手形印紙代        | (振出人が負担)                     |                         |                                                  |  |
| ・郵送料          | ◎通常は振出人負担だが、受取人負担のケースも見られる   | △郵送料の負担を求められるケースも見られる   |                                                  |  |
| ・取立手数料        |                              | △受取人が取立手数料を支払う必要がある     | △金融機関内部の事務コスト、手形交換所の運営コスト等、十分に手数料に反映できていない可能性もある |  |

↑  
メリットが多い